

○富士見市協働事業提案制度実施要綱

平成27年5月29日

告示第233号

改正 令和3年2月19日告示第47号

令和3年3月31日告示第157号

令和4年3月31日告示第117号

令和5年3月31日告示第146号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共的課題の効果的な解決を図るために市と市民とが協働で行う事業（以下「協働事業」という。）の提案及び実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 提案型協働事業 提案者が自ら企画する協働事業をいう。
- (2) アイデア提案 提案型協働事業の提案を行うことを前提として登録するアイデアの提案をいう。

(提案者の要件)

第3条 提案型協働事業を提案することができる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 法人又は3人以上で組織している団体で、かつ、その構成員の半数以上が市内に在住し、在勤し、若しくは在学していること。
- (2) 市内に事務所又は事業所を有し、主たる活動場所を市内に置いていること。
- (3) 提案型協働事業を主体的かつ的確に遂行することができる体制であること。

2 アイデア提案をすることができる者は、市民（富士見市自治基本条例（平成16年条例第9号）第2条第1号の市民をいう。）とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、提案型協働事業の提案及びアイデア提案をすることができない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる

目的とする者

- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする者
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者となろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする者
- (4) 富士見市暴力団排除条例（平成25年条例第36号）第2条第1号及び第2号のいずれかに該当する者又はその者と密接な関係を有すると認められる者
- (5) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある者
- (6) その他市長が適当でないと認める者

（令3告示47・一部改正）

（提案型協働事業の要件）

第4条 提案型協働事業は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内で実施される公共的又は公益的な事業であって、地域課題の解決又は地域の活性化を図ることができるものであること。
- (2) 具体的な効果及び成果を期待することができること。
- (3) 協働の役割分担が明確かつ妥当で、協働で実施することにより相乗効果を期待することができること。
- (4) 提案型協働事業を提案する者（以下「事業提案者」という。）が当該事業の実施を担うこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、提案型協働事業の対象としない。

- (1) 政治、宗教若しくは選挙活動を目的とする事業又は営利を主な目的とする事業
- (2) 特定の個人又は法人その他の団体のみが利益を受ける事業
- (3) 施設等の建設又は整備を目的とする事業
- (4) 富士見市が実施している既存の制度において対応することができる事業
- (5) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある事業
- (6) 他の提案者の第9条第2項の採択協働事業と同一の趣旨の提案型協働事業

(7) この要綱により3回以上採択された提案型協働事業

(令3告示47・一部改正)

(提案型協働事業等の募集)

第5条 市長は、提案型協働事業の提案及びアイデア提案の募集に当たっては、あらかじめその募集の期間、提案方法等を定めた募集要領を公表するものとする。

(令3告示47・一部改正)

(提案型協働事業等の提案)

第6条 提案型協働事業を提案しようとする者（以下「提案希望者」という。）は、別に指定する期日までに富士見市提案型協働事業概要書（様式第1号）を市長に提出し、相談を行わなければならない。ただし、次に掲げる事業については、これを省略することができる。

(1) 既に1回採択された提案型協働事業と同一の趣旨の提案型協働事業を提案する事業（以下「2回目提案型協働事業」という。）

(2) 既に2回採択された提案型協働事業と同一の趣旨の提案型協働事業を提案する事業（以下「3回目提案型協働事業」という。）

2 市長は、前項の規定により相談を受けた提案型協働事業について、第3条及び第4条の規定を満たしているときは、協働して実施する部署（以下「担当部署」という。）を決定し、提案希望者との間で、事前に調整（以下「事前調整」という。）を行わなければならない。

3 担当部署は、事前調整において、提案希望者に対し必要な助言を与え、又は意見を述べることができる。

4 提案希望者は、提案型協働事業について事前調整が終了したときは、次に掲げる書類を別に指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 富士見市提案型協働事業提案書（様式第2号）

(2) 事業計画書（様式第3号）

(3) 収支予算書（様式第4号）

(4) 富士見市提案型協働事業提案者自己紹介シート（様式第5号）

(5) その他市長が必要と認める書類

5 アイデア提案をする者は、次に掲げる書類を別に指定する期日までに市長に提出

しなければならない。

(1) 富士見市協働事業提案制度アイデア提案登録申込書（様式第6号）

(2) 富士見市協働事業提案制度アイデア提案書（様式第7号）

（令3告示47・令4告示117・一部改正）

（審査等）

第7条 市長は、前条第4項の規定による提案書の提出を受けた場合は、提案型協働事業に適するかどうかの審査を行うものとする。

2 市長は、第1項の規定による審査の結果、相当と認めるときは、事業提案者及び担当部署によるプレゼンテーションを実施した上で、提案型協働事業の選考を行うものとする。ただし、2回目提案型協働事業及び3回目提案型協働事業については、プレゼンテーションを省略することができる。

3 市長は、前項の選考に当たっては、富士見市市民参加及び協働推進委員会条例（平成25年条例第20号）に規定する推進委員会（以下「推進委員会」という。）の意見を聴かななければならない。

（令3告示47・令4告示117・一部改正）

（アイデア提案の登録等）

第8条 市長は、第6条第5項の規定による申込書の提出を受けた場合は、当該申込書の内容を審査し、相当と認めるときは、当該アイデア提案を登録し、その概要を公表するものとする。

2 市長は、前項の登録をしたときは、当該アイデア提案の事業化の支援に努めるものとする。

（令4告示117・一部改正）

（提案型協働事業の決定等）

第9条 市長は、推進委員会の意見に基づき、提案型協働事業の採択又は不採択を決定し、その旨を富士見市提案型協働事業採択・不採択決定通知書（様式第8号）により事業提案者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により採択された提案型協働事業（以下「採択協働事業」という。）について、その概要を公表するものとする。

（令3告示47・令4告示117・一部改正）

(協定の締結)

第10条 前条第2項の採択協働事業の提案者（以下「採択者」という。）及び市長は、当該事業の実施に当たっての基本事項、役割分担等を明示した協定書を締結するものとする。

(市の補助)

第11条 市は、予算の範囲内において、別に定めるところにより、採択協働事業の実施に要する経費の全部又は一部を補助することができる。

(採択協働事業の変更等)

第12条 採択者は、採択協働事業の内容を変更しようとするとき、又は当該事業を中止し、若しくは廃止しようとするときには、富士見市採択協働事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第9号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が軽微な変更と認めたものについては、この限りでない。

2 採択者は、採択協働事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(令3告示47・令4告示117・一部改正)

(中間報告)

第13条 市長は、必要に応じ、採択協働事業の進捗状況を記載した富士見市採択協働事業中間報告書（様式第10号）の提出を採択者に求めることができる。

(令4告示117・一部改正)

(完了報告)

第14条 採択者は、採択協働事業が完了したときは、当該事業完了後30日以内又は当該事業を実施した会計年度の2月末日のいずれか早い日までに、富士見市採択協働事業完了報告書（様式第11号）に事業報告書（様式第12号）及び収支決算書（様式第13号）を添えて市長に提出するものとする。

(令4告示117・一部改正)

(事後評価等)

第15条 市長は、前条の規定による報告書の提出を受けた場合は、当該報告書に係る採択協働事業の評価を行わなければならない。

- 2 市長は、前項の評価に当たっては、推進委員会に意見を求めるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により評価を行った採択協働事業について、その概要及び成果等を公表するものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年6月1日から施行する。

(令3告示47・旧附則・一部改正)

(提案型協働事業の要件の特例)

- 2 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間における第4条第1項の規定の適用については、同項中「次の各号」とあるのは「市制施行50周年を祝う事業であり、かつ、次の各号」とする。

(令3告示47・追加)

附 則 (令和3年2月19日告示第47号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日告示第157号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、第1条の規定による改正前の富士見市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱、第2条の規定による改正前の富士見市放射線量測定機器貸出要綱、第3条の規定による改正前の富士見市マスコットキャラクターデザインの使用に関する要綱、第4条の規定による改正前の富士見市の契約に係る労働環境の確認に関する要綱、第5条の規定による改正前の富士見市地域まちづくり協議会認定要綱、第6条の規定による改正前の富士見市協働事業提案制度実施要綱、第7条の規定による改正前の富士見市徘徊高齢者等ステッカー配布事業実施要綱及び第8条の規定による改正前の富士見市成年後見人等に係る報酬助成要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、な

お使用することができる。

附 則（令和4年3月31日告示第117号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日告示第146号）

（施行期日等）

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の第4条第2項第6号及び第7号、第6条第1項ただし書及び各号並びに第7条第2項ただし書の規定の適用については、令和4年度に採択された提案型協働事業を含むものとする。